



全柔連 改革・改善実行プロジェクト
強化システム分科会の改革・改善

オリンピック、世界選手権への日本代表選手選考基準

1. 目的

全日本柔道連盟（以下「全柔連」という）がこの規程を定める第一の目的はオリンピックと世界選手権で金メダルを獲得することにある。

- 1-1 全柔連の国際強化の目的はオリンピック競技大会において全階級でメダルそしてその内、複数の金メダルを獲得することである。長期、中期、短期の強化において最終的には世界で金メダルを狙える選手を育成・強化し日本代表として選考することである。
- 1-2 本選考基準は日本を代表し金メダルを獲得できる可能性のある選手を選考するための基準を定めたものである。

2. 最終的な権限の所在

- 2-1 主な競技会に日本を代表する選手を選考する最終的な権限は全柔連にある。全柔連理事会は競技会への選手を選考を強化委員会に委任している。
- 2-2 全ての選考において、強化委員会構成メンバーは主観的な見識ではなく、客観的、具体的な事実に基づいて行われるように努める。
- 2-3 強化委員会メンバーは代表選手選考に1票を投じる権利を持つ。選考結果が同数の場合には、強化委員長に決定にゆだねられる。強化委員長は選手選考が手順通りに行われ、選考基準に従って決定されることを保証する責任を負う。

3. 代表選手選考手順

オリンピック、世界選手権大会への日本代表選手選考は男女コーチ会議にて代表選手候補者の原案を作成し、それを基に強化委員会において最終決定する。決定には強化委員会メンバー三分の二以上の出席を必要とし、審議の上、出席メンバーの過半数の賛成を獲得したものを代表として選出する。

選考に際しては、最も金メダル獲得が期待できる選手を念頭に以下の選考基準を参考に実施する。

3-1 オリンピック日本代表選手選考基準について

- ① 国際柔道連盟（IJF）ランキングシステムによるオリンピック出場資格を有した選手から選考する。
- ② 国内ポイントシステムを導入し※¹、それらを代表選考の参考資料とし、大会結果と内容から総合的に判断する。※²

（平成 26 年度から実施に向けてシステム構築・検討を行う）

※1. 国内ポイントシステムは、2 年間のスパンで評価する（2 年前：50%、1 年前：100%）。また、対象大会の順位のみでなく他の様々な要素も加味する。これらの要素は、大会のレベル、組合せ、対戦相手、出場選手の様相等を大会ごとに評価し傾斜配点をするものであり、代表選考の参考資料とする。

※2. 内容を総合的に判断するとは、例えば「成績」を考慮する際には、最終順位のみでなく他の種々の要素も判断材料とする。これらの要素とは、その大会のレベル、組合せ、対戦相手、技の判定、負傷、その他最終結果に影響した可能性のある要素を意味する。

※様々な大会における各代表候補選手の情報収集の調整は、監督が適切な強化コーチと共に行う。

3-2 世界選手権大会日本代表選手選考基準について

- ① 国内ポイントシステムを導入し※¹、それらを代表選考の参考資料とし、大会結果と内容から総合的に判断する。※²

（平成 26 年度から実施に向けてシステム構築・検討を行う）

- ② 世界選手権大会において 2 名選出する階級については、国内ランキングシステムのポイントと大会結果と内容及び世界団体戦、オリンピックを視野に入れ、世界及び日本の競技力動静を鑑み決定する。

※1. 国内ポイントシステムは、2 年間のスパンで評価する（2 年前：50%、1 年前：100%）。また、対象大会の順位のみでなく他の様々な要素も加味する。これらの要素は、大会のレベル、組合せ、対戦相手、出場選手の様相等を大会ごとに評価し傾斜配点をするものであり、代表選考の参考資料とする。

※2. 内容を総合的に判断するとは、例えば「成績」を考慮する際には、最終順位のみでなく他の種々の要素も判断材料とする。これらの要素とは、その大会のレベル、組合せ、対戦相手、技の判定、負傷、その他最終結果に影響した可能性のある要素を意味する。また、直近の伸び率、将来性等も選考の判断材料にできる。

※様々な大会における各代表候補選手の情報収集の調整は、監督が適切な強化コーチと共に行う。

4. 選考判断の対象となる競技大会

① 国際大会

前年のオリンピックまたは世界選手権大会

マスターズ

グランドスラム（パリ、モスクワ、東京、バクー）

グランプリ（デュッセルドルフ、チェジュ、青島、タシケント、アルマティ等、計10大会）

コンチネンタルオープン

大陸選手権大会（アジア競技大会、アジア選手権大会）

その他（強化委員会が派遣する国際大会等）

※グランドスラム、グランプリに関して開催場所が変更される際は、変更した都市の大会が該当する。

② 国内大会

講道館杯全日本体重別選手権大会

全日本選抜体重別選手権大会

全日本選手権大会（原則100kg超級、78kg超級）

5. 選考対象者資格および行動規範

5-1 代表選手として選考対象となるのは以下の要件を満たす必要がある。

①国際柔道連盟あるいは大会主催団体の出場資格条件を満たしていること。

例えば、オリンピックならばIJF ランキングによる出場資格を有している。

②日本国籍を有し、全日本柔道連盟に登録していること。

③ 全日本柔道連盟の強化選手（シニア、ジュニア）であること。

④ 柔道精神を理解し、社会規範を遵守していること。

⑤ 日本オリンピック委員会のドーピング防止規程にある日本代表選手としての資格を満たしていること。

5-2 全日本の代表選手は、日本の柔道家の中から日本代表として選抜された選手であり、日本の柔道を代表するに相応しい言動と態度をしめさなければならない。

6. 代表選手発表の通知および手続き

6-1 代表決定後、速やかに強化委員長および両監督は代表選手および補欠の発表を行う。その際、必ず選考理由についての説明を行う。

6-2 最終選考結果については、所属、選手に対して選考後に代表選手選考の通知をする。当該大会に出場資格のある選手は、強化委員長に対し選考決定に関する説明を求めることができる。

7. 大会以前の代表選手交代（撤回）

7-1 以下の事例の場合は、代表選手発表後であっても、全柔連は当該選手を代表として認めない権利を有する。

- ① 選手が大会のための準備不十分または、合宿に十分に参加しなかった場合。（強化選手としての全日本の活動に対する参加と態度が不十分な場合）
- ② 体重の管理に問題がある場合。
- ③ 負傷や疾病により大会出場が医学的に相応しくない場合。
- ④ 5-1 の④、⑤および5-2 に示すような日本選手団の一員としての適格性に欠ける違反をした場合。（日本選手団の一員として相応しい人格、言動、態度。柔道精神を理解し、社会規範を遵守すること等）

7-2 医師の診断

当該選手に対し、試合に出場できるか否かを見極めるために全柔連の指定する医師の診断を受けるよう要求することができる。この診断では、負傷や疾病の状態が、選手が試合に出場しても構わないものなのか、あるいは医学的見地から選手自身に危険があったり、他の選手や関係者、観客にまで影響が及ぶのか等（例えば、伝染病等）の判断に基づき、この時点での出場の可否を強化委員会において決定する。

7-3 代表を撤回された場合、選手の交代が可能であるならば、補欠選手を充てることができる。

8. 異議申し立ての根拠と権利

8-1 選考結果に対する異議申し立ては、選考が基準の手続きに則って行われていないこと、または選考過程で情実が行われた場合にのみ、行うことができる。

8-2 6-2 の強化委員長からの説明に納得できない場合は、選手は JSAA（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構）に異議申し立てをする権利を有する。全柔連は JSAA による仲裁を応諾する。

9. 異議申し立ての方法と判断

異議申し立ては JSAA の「スポーツ仲裁規則」に従って行われ、JSAA の決定を最終判断として、両者はこれに従うものとする。

以 上